

事業報告の手引き

一般社団法人静岡県環境資源協会

本補助事業交付規程第 16 条のとおり、本補助事業による補助金の交付を受けた補助事業者は、平成 29 年度～平成 32 年度までの期間、各年度終了後 30 日以内に、二酸化炭素削減効果等についての環境大臣に報告を行う必要があります。

事業報告書が期日までに提出されない場合、交付規程違反として交付規程第 14 条第 1 号に該当するとし、交付決定の全部を解除し、同条第 2 項に基づき補助金の全部の返還を命じる場合もありますので以下に従い、遅滞なく事業報告書を提出してください。

1. 報告対象年度

平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度の計 4 回、各年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出する必要があります。

2. 報告事項

様式第 16 (交付規程第 16 条関係) の 2 及び 3 に示された書類と集計用の Excel ファイル (別添 Excel ファイルで提出書類を作成できますので、注意事項をご確認ください)

※テナント事業及び既存建築物事業については補助対象となった改修対象設備のエネルギー（電力等）消費量と CO2 排出量を別添 Excel ファイルにまとめ、その計算過程とエビデンス（電力等消費量等）の根拠資料を提出すること。

※ZEB 事業については当該建物全体のエネルギー消費量と CO2 排出量を別添 Excel ファイルにより算出し、入力したエビデンスや Excel ファイル、その印刷物を提出すること。

※テナント事業、既存建築物事業の Excel ファイルは 3 種類あります。当会ホームページより該当するファイルをダウンロードしてください。

- ・テナント・既存建築物用（単数施設用） 一申請一施設の形で採択された方向け
- ・テナント・既存建築物用（複数施設用） バルクリース等、一申請複数施設の形で採択された方向け
- ・テナント・既存建築物用（漁港用） 既存建築物等における省 CO2 改修支援事業（漁港施設）に採択された方向け

※算出に用いた事業所のエネルギー使用量の根拠となる証拠書類(エネルギー供給会社からの明細書等)は、事業者で事業完了後 3 年間保管してください。

※報告年度において計画した CO2 排出削減量が達成できなかった場合は、その理由について記載した文書と、その根拠資料を添付してください。

報告対象年度	提出〆切
平成 29 年度(補助事業完了～平成 30 年 3 月末)	平成 30 年 4 月 30 日
平成 30 年度(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末)	平成 31 年 4 月 30 日
平成 31 年度(平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月末)	平成 32 年 4 月 30 日
平成 32 年度(平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月末)	平成 33 年 4 月 30 日

3. 提出書類

以下の書類を、紙で 1 部と CD-R1 枚をご提出ください。

【提出書類一覧（送付物）】

別添 Excel ファイル内の注意事項シートをご確認ください。

4. 事業報告についての問い合わせ先・提出先

【問い合わせ先】

一般社団法人静岡県環境資源協会

事業報告担当（補助事業担当者とは別ですので、必ず「事業報告の件」とお伝えください。）

電話番号： 054-266-4161

email: center@siz-kankyou.or.jp

【事業報告書提出先】 ※提出先は SERA ではありませんのでご注意ください。

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

「平成 29 年度業務用施設等における省 CO2 促進事業」担当官

事業報告書は、封書に入れ、宛名面に応募事業者名および「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における省 CO2 促進事業) 事業報告書」と朱書きで明記してください。